が有する確定更生債権額の、元本等一般更生債権の総額（確定更生債権額及び元本等一般更生債権の総額のいずれについても、(i)後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定した、未払の分割弁済金、及び(ii)未確定未成就等更生債権につき確定成就等した場合に後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定する分割弁済金、があるときは、当該分割弁済金額、(iii)ＥＢＳの更生債権のうち前述２(3)に基づき弁済しない部分、を除く。）に対する割合に応じて按分する方法により、追加弁済する。

記

i　前述２(3)の現物配当がなされている場合、当該各分割弁済日に、前述(1)において、更生債権の混同による消滅に基づき弁済されない弁済額。

ii　前述２(3)の現物配当がなされていない場合、当該各分割弁済日に、前述２(3)に基づき、ＥＢＳに弁済されない前述(1)及び①②④⑤の弁済額。

④　追加弁済④（未成就等更生債権の不成就等に伴う第１回分割弁済日以降の追加弁済）

第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までにおいて、不成就等した未成就等更生債権がある場合、当該未成就等更生債権の弁済のために留保していた額（本追加弁済をする日後の分割弁済日における弁済額を含まない。）のうち裁判所の許可を得た額を弁済原資額として、各更生債権者に対し、各更生債権者が有する確定更生債権額の、元本等一般更生債権の総額（確定更生債権額及び元本等一般更生債権の総額のいずれについても、(i)後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定した、未払の分割弁済金、及び(ii)未確定未成就等更生債権につき確定成就等した場合に後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定する分割弁済金、があるときは、当該分割弁済金額を除き、(iii)ＥＢＳの更生債権のうち前述２(3)に基づき弁済しない部分を含む。）に対する割合に応じて按分する方法により、追加弁済する。

記

i　当該日前までになされた確定更生債権等（優先的更生債権を含む。）の弁済総額（後述第３の４の相殺に基づき実際に支払っていない額を除く。）

ii　当該日に残存する確定更生担保権額

iii　当該日における未確定更生担保権額

iv　当該日における全ての未確定未成就等更生債権につき確定成就等したと仮定した場合の当該日以後に当該未確定未成就等更生債権及び確定更生債権の元本等一般更生債権につき弁済する前述(1)及び①②③④（後述第２から第４まで及び第５章に基づく前述(1)及び①②③④を含む。）の弁済総額。

v　管財人が、当該日以後に生じる手続費用等として留保すべきと合理的に考える額。

⑤　追加弁済⑤（全ての額未定の未確定更生債権につき具体的な債権額が定まったことによる未確定未成就等更生債権等の最大弁済額の確定、及びその後の未確定更生債権等の確定に伴う第１回分割弁済日以降の追加弁済）

第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までの各分割弁済日のうち、全ての額未定の未確定更生債権につき具体的な債権額が定まった後に到来する各分割弁済日において、【スポンサー支援金額－（下記のｉ＋ii＋iii＋iv＋ｖ）】の算式により算出される額が零を上回る場合、当該額のうち裁判所の許可を得た額を弁済原資額として、各更生債権者に対し、各更生債権者が有する確定更生債権額の、元本等一般更生債権の総額（確定更生債権額及び元本等一般更生債権の総額のいずれについても、(i)後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定した、未払の分割弁済金、及び(ii)未確定未成就等更生債権につき確定成就等した場合に後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定する分割弁済金、があるときは、当該分割弁済金額を除き、(iii)ＥＢＳの更生債権のうち前述２(3)に基づき弁済しない部分を含む。）に対する割合に応じて按分する方法により、追加弁済する。

記

i　当該日前までになされた確定更生債権等（優先的更生債権を含む。）の弁済総額（後述第３の４の相殺に基づき実際に支払っていない額を除く。）

ii　当該日に残存する確定更生担保権額

iii　当該日以後に確定更生債権につき弁済する前述(1)及び①②③④⑤（後述第２から第４まで及び第５章に基づく前述(1)及び①②③④⑤の弁済を含む。）の弁済総額。

iv　管財人が、当該日以後に生じる手続費用等として留保すべきと合理的に考える額。

⑥　追加弁済⑥（未確定等確定日が第７回分割弁済日後に到来する場合の追加弁済）

未確定等確定日が第７回分割弁済日後に到来する場合、未確定等確定日から３か月以内の日であって管財人が裁判所の許可を得て定める日において、【スポンサー支援金額－（下記のｉ＋ii＋iii＋iv）】の算式により算出される額が零を上回るときには、当該額のうち裁判所の許可を得た額を弁済原資額として、各確定更生債権者に対し、各確定更生債権者が有する確定更生債権額の確定更生債権の総額（確定更生債権額及び確定更生債権の総額のいずれについても、(i)後述第２から第４まで及び第５章に基づき弁済すべきことが確定した、未払の分割弁済金がある場合は、当該分割弁済金額を除き、(ii)ＥＢＳの更生債権のうち前述２(3)に基づき弁済しない部分を除く。）に対する割合に応じて按分する方法により、追加弁済する。

なお、未確定等確定日において、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の停止条件付更生債権については、本追加弁済をする日（本追加弁済がなされない場合には第７回分割弁済日）前に条件成就するものを除き、条件不成就とみなす。

第２　停止条件付更生債権

１　停止条件付更生債権

停止条件付更生債権の債権者、債権額及び詳細は、「一般更生債権弁済計画表（条件付債権）」（別表16）記載のとおりである。

２　権利の変更

「一般更生債権弁済計画表（条件付債権）」（別表16）の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就したものにつき、前述第１の２を適用して免除を受ける。前述第１の２(1)アの適用にあたっては、「更生計画認可決定日」とあるのは、「更生計画認可決定日又は停止条件が成就した日のいずれか遅い日」と読み替える。

３　弁済方法

前述２による免除を受けない金額については、「一般更生債権弁済計画表（条件付債権）」（別表16）の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就するまで弁済を留保する。停止条件が成就した場合は、前述第１に従い、分割弁済する。ただし、前述第１の３(2)①②③④⑤の適用にあたっては、確定更生債権につき追加弁済がなされた分割弁済日における元本等一般更生債権の額を用いて弁済する。

第明治三十三種郵便物認可